

「財産管理としての民事信託と任意後見」

2026年 サマーセミナー 令和8年7月19日(日) 3限目

本日のテーマ 「もし認知症になったら、財産管理はどうなる？」

預貯金は？ 自宅の売却は？ アパート管理は？

病院や施設の支払いは？ 家族は自由に契約や各種手続きができるの？

近年、このようなご相談が急増しています。

今日お話しする2つの制度

制 度	できること
民事信託(家族信託)	財産管理
任意後見制度	本人の生活支援、身体介護

本日の結論(最初に) からだが元気なうちに行っておくこと

民事信託(家事信託) → 「お金や不動産」の管理に強い

任意後見 → 「生活や介護」の支援に強い

第1 認知症になると何が困るのか

1 銀行口座が実質凍結されることがある

例えば 本人が窓口に行けない
判断能力が低下して書式がかけない
家族でも自由にお金が引き出せない

2 不動産が動かせない

こんな問題 自宅売却できない
アパート修繕契約できない
空き家の放置、かたづけ

3 家族でも勝手にはできない

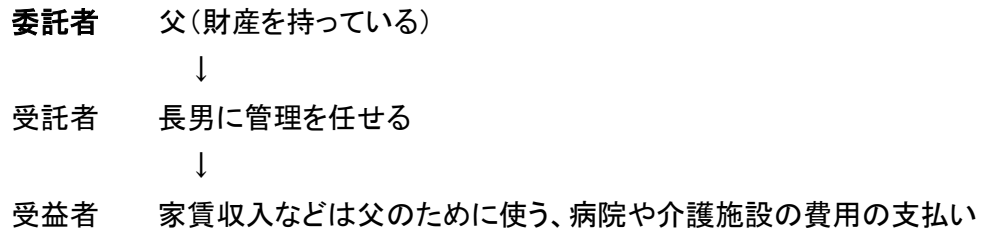
よくある誤解 子供だから大丈夫
妻だから自由に管理できる

実際には法律上できないことも多い

第2 民事信託(家族信託)とは？

1 簡単にいうと元気なうちに 「家族に財産管理をお願いする仕組み」

2 イメージ図 例として



3 どんな時に使う？ よくある例 (認知症が進み判断能力が低下した時)

(1) アパート管理、駐車場の管理

家賃回収 車庫証明書の承諾 建物の増築、修繕、解体

(2) 空き家対策 将来自宅の売却、かたづけ

(3) 預貯金の出し入れ、株式の管理

(4) 障害のある子供の生活支援、看護 親亡き後の問題など

4 民事信託のメリット

(1) 認知症後も管理継続できる 例えば

家賃等の手続き アパート修繕、工事契約 建替えや売却など

(2) 家庭裁判所が基本的に関与しない

そのため 手続が比較的柔軟 動きがはやい

(3) 家族で決めやすい

本人の希望を反映しやすい

5 民事信託のデメリット

(1) 万能ではない (できないこと)

介護契約 身の回りの世話 医療同意

(2) 受託者の責任が重い (必要なこと)

正確なお金の管理 記録簿の作成 他の財産と分ける

(3) 家族トラブルになる場合もある (例として)

長男だけずるい 使い込み疑惑 遺言書との不一致

6 認知症対策以外の民事信託

事業承継 受益者連続信託 信託継続 30 年間

第3 任意後見制度とは？

1 簡単にいうと 「将来の後見人を元気なうちに決めておく制度」

2 どんなことをお願いできる？

介護施設契約 入院手続 生活費管理 各種支払

3 任意後見の流れ

元気なうちに



信頼できる人と契約 （公正証書での作成）



認知症などで判断能力低下したら家庭裁判所に申立て



家庭裁判所が監督人を選任 （民法改正あり）



任意後見開始

4 任意後見のメリット

自分で後見人を選べる

法定後見との違い

知らない専門職ではなく、信頼できる人を選べる

生活支援に強い

介護 福祉 施設関係

5 任意後見のデメリット

家庭裁判所の関与がある

監督人が付く → 費用が発生する場合がある

積極的な財産運用は苦手

大きな投資 不動産活用

第4 民事信託と任意後見は何が違う？

内 容	民事信託	任意後見
財産管理	◎	○
介護・生活支援	△	◎
不動産活用	◎	△
家庭裁判所関与	少ない	ある

実際は「組み合わせ」が大切

財産管理 → 民事信託

生活・介護 → 任意後見

第5 事例紹介

事例1 アパート経営者の父親

困っていたこと

認知症が心配 修繕や契約を誰がする？

解決

民事信託で長男が管理 任意後見で生活支援

事例2 一人暮らしの高齢女性

心配

将来施設に入るかも お金の管理が不安

解決

財産管理契約 + 任意後見契約 + 死後委任契約

第6 制度を使う時に大切なこと

1 早めに考える

「元気なうち」に準備すること

2 家族で話し合う

トラブル予防 役割確認 情報共有

3 専門家に相談する

行政書士 司法書士 税理士 弁護士 宅建士

本日のまとめ

民事信託 → 財産管理に強い

任意後見 → 生活支援に強い

最後に、「認知症対策」は、財産の問題だけではなく

その人らしく暮らすための準備です



かきつばた民事信託振興会

<https://www.office-zenichi.com/>

052-532-1881